

当麻町公共施設予約システム導入及び運用支援業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、「当麻町公共施設予約システム導入及び運用支援業務」を委託する事業者の選定にあたり、公募型プロポーザル方式により企画提案等を求め、その内容及び能力を総合的に比較検討し、最も適格と判断される事業者を選定する手続きを定めることとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

当麻町公共施設予約システム導入及び運用支援業務

(2) 業務内容

別紙「当麻町公共施設予約システム導入及び運用支援業務仕様書」（以下「仕様書等」という。）によるものとする。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者として選定された事業者の企画提案内容により、一部を変更する場合もある。

(3) 契約期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

(4) 予算上限額

4,004,000円（消費税込）

※システムの本稼働後26カ月間の運用・保守（使用料）を含むものとする。

※システム構築業務に係る費用（導入初年度に発生するイニシャルコスト）と、システムの本稼働後26カ月間の運用・保守（使用料）は、令和7年3月31日までに支払うものとする。

3. 参加資格

(1) プロポーザル参加資格要件及び業務実施上の条件

次の①から⑩の要件をすべて満たす事業者であること。

① 令和6年度当麻町競争入札参加資格者名簿に登録がある。

なお、当麻町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、後述の5(1)①カ〜クの書類の提出をもって、登録があるものとみなすこととする。

② 企業、NPO法人、その他の法人であって、委託事業を的確に遂行するに足りる能力を有する。

- ③ 本業務を円滑に遂行するための経営基盤、必要な経理的基礎、管理能力を有する。
- ④ 過去に市町村、国、都道府県などに対し、公共施設予約システムを導入した実績があること。
- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない。
- ⑥ 破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による再生または再生手続きをしていない。
- ⑦ 当麻町暴力団排除条例（平成25年12月18日条例第26号）第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当しない。
- ⑧ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体ではない。
- ⑨ 当麻町工事請負契約に係る指名停止の措置を現に受けていない。
- ⑩ その他、当該業務担当者との打ち合わせを適切に行うことができる。

(2) 複数の事業者で構成される共同企業体で参加する場合

上記「2. 参加資格」(1)の①から④の条件を共同企業体として満たし、かつ⑤から⑩の条件を共同企業体のすべての構成事業者が満たしていなければならない。その上で、次の事項に留意すること。

- ① 参加申込書を提出する際に、業務委託共同企業体協定書（様式4）を提出すること。これに基づき、本件委託業務を共同で行うこと。
- ② 代表事業者を定めること。代表事業者及び構成事業者を変更することはできない。
- ③ 1事業者が複数の共同企業体に所属することはできない。また、共同企業体に所属しながら自らが単独で参加することはできない。

4. スケジュール

本プロポーザルの公募から委託契約完了までのスケジュールは次のとおり。

令和6年4月30日（火）	公募の公告、実施要領等の公表、質問の受付開始
5月10日（金）	参加申込関係書類の提出期限
5月14日（火）	参加資格要件確認結果通知及び企画提案書提出依頼
5月14日（火）	質問の提出期限
5月27日（月）	企画提案関係書類の提出期限
6月6日（木）～7日（金）	審査委員会での企画提案（以下「プレゼン」という。）
6月中旬	審査結果通知、受託優先候補者決定
6月下旬	委託契約締結

5. 提出書類

本プロポーザルへの参加希望事業者は、下記の参加申込関係書類及び企画提案関係書類を期間内に提出すること。作成書類は「A4 サイズ」を基本とし、どうしても収まらない図表等があるときはA3サイズを用いても良いものとする（その際A4サイズに折り込んで提出すること）。

(1) 参加申込関係書類

① 提出書類

ア. 参加申込書（様式1）

イ. 会社概要（様式2）

ウ. 業務実績表（様式3）

エ. 委任状（参考様式）※本社以外の者が参加申込をする場合のみ

オ. 業務委託共同企業体協定書（様式4） ※共同企業体の場合

※当麻町競争入札参加資格者名簿に登録がない場合は、上記の書類に加え、次の書類を提出すること。

カ. 履歴事項全部証明書 ※発行後3カ月以内

キ. 財務諸表（直近1期分）

ク. 納税証明書（未納がないことが確認できるもの）直近年度の国税（法人税、消費税及び地方消費税）、市町村税（本社所在地の法人市町村民税及び固定資産税）

② 提出期限

令和6年5月10日（金） 午後5時（必着）

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により当麻町へ提出（提出先は最終項目に記載）

④ その他

参加希望者については、その参加資格を確認し、令和6年5月14日（火）までに参加資格確認結果を通知する。

なお、参加資格要件に該当しないと認められた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内にその理由の説明を書面（任意様式）により求めることができる。

(2) 企画提案関係書類

① 提出書類

ア. 企画提案書のかがみ（様式5） 1部

イ. 実施体制（任意様式） 9部

ウ. 工程表（任意様式） 9部

- オ. 同種業務の実績 9部
- カ. 要件・機能確認表(様式6) 9部
- キ. 企画の具体案・見積書 9部 ※50ページ以内(表紙・目次を除く)
- ク. プレゼン用資料 9部 ※20ページ以内

※仕様書を踏まえ、本要領7(1)企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等を参照の上、評価可能となるよう記載すること

※見積書はシステム構築業務に係る費用(導入初年度に発生するイニシャルコスト)と、システムの本稼働後のシステム使用に関する運用・保守料(ランニングコスト)26カ月分を分けて記載すること。また、項目ごとに把握しやすいように配慮すること

※社名やロゴマーク等、提案者が特定できる図柄や写真は入れないこと

※作成にあたってはイラストやサンプル画像を掲載する等、可能な限りイメージしやすいよう工夫すること。また、専門用語等については、必要に応じて解説や用語集を付ける等、専門的知識がなくても理解しやすいように配慮すること。

② 提出期限

令和6年5月27日(月) 午後5時(必着)

③ 提出方法

簡易書留郵便または持参により当麻町へ提出(提出先は最終項目に記載)。

(3) プロポーザルへの参加辞退

参加申込関係書類、企画提案関係書類を提出した後に、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式7)を簡易書留郵便または持参により当麻町へ提出すること。

(提出先は最終項目に記載)

6. 質疑応答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和6年4月30日(火)から5月14日(火) 午後5時

(2) 提出方法

質問は、「質問票(様式8)」を作成し、Eメールにて当麻町へ提出。(提出先は最終項目に記載)

(3) 当麻町は、質問書を受領後、Eメールにて5日以内に回答する。

7. 審査及び選定

当麻町職員で構成する「当麻町公共施設予約システム導入及び運用支援業務公募型プロポーザル選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が、企画提案関係書類及びプレゼンの審査をする。

なお、提案者が6者以上となった場合は、企画提案書による審査を事前に行い、選定委員会において、選定された者のみがプレゼンを行う。

(1) 企画提案関係書類及びプレゼンの審査項目等

区分	審査項目	評価内容	配点	評価点	乗率
企画提案評価	本業務に対する理解と実施体制	本業務の役割についての理解し、適切な構築実施体制、運用までのスケジュールであるか	10	1～5	2
	構築サポート	構築時に十分なサポートがあり、職員の業務負担軽減が図られているか	10	1～5	2
	運用保守・サポート	サービスを安定的に運用するための保守、障害発生時や問い合わせ等に関するサポート等が図られているか	10	1～5	2
	企画提案の内容	ア 提案システムの機能及び利用者・管理者における操作性がわかりやすく、使いやすいものとなっているか	10	1～5	2
		イ 本町が示す機能要件の実現性があるか	10	1～5	2
		ウ 機能の拡張性があるか	5	1～5	1
	セキュリティ対策	セキュリティ対策に関する提案は適切なものか	10	1～5	2
	追加提案	仕様書に記載の業務内容のほかに、提案上限額の範囲内で効果的な手法や魅力的な提案がされているか。	5	1～5	1
小計（委員一人当たり）			70		

客観的評価	業務実績	過去に求めている業務実績があるか。 (1件につき1点、最大10点)	10
	導入費見積価格	価格点の満点 $\frac{\text{（提案価格のうち最低価格）}}{\text{（自社の提案価格）}}$ (10点) × ※小数点以下四捨五入	10
	運用保守見積価格	価格点の満点 $\frac{\text{（提案価格のうち最低価格）}}{\text{（自社の提案価格）}}$ (10点) × ※小数点以下四捨五入	10
小計			30

総合評価点	380
企画提案評価 (70点×委員5人=350点) + 客観的評価 (30点)	

評価点 5点（特に優れている）・4点（優れている）。3点（普通）・2点（劣っている）・1点（特に劣っている）

(2) プレゼンに関する事項

※ 参加者数等により日時や実施方法変更の可能性あり。詳細は別途連絡

① 開催日時・会場

令和6年6月6日(木)又は6月7日(金)、会場は当麻町役場を予定

② 参加人数 1提案者につき会場での参加は3名までとする。このほか、複数名をオンライン接続し参加することを可能とする。

③ 留意事項

- ・プレゼンは提案者ごとの呼び込み方式とし、持ち時間は45分以内(説明30分、質疑15分)とする。
- ・提出した企画提案関係書類に沿ってプレゼンを行うこととし、追加資料配布や追加提案は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクターによる説明(システムデモンストレーションも含む)は可能とする。
- ・プレゼンで仕様するプロジェクター及びスクリーンは当麻町が準備する。それ以外の必要な機器等は、参加事業者が準備すること。
- ・プレゼンにはオブザーバーとして、業務に関連する担当職員が参加し、質問等を行う場合がある。ただし、審査には加わらない。

(3) 受託優先候補者の決定

ア 審査委員会は、審査評価基準に基づき、最も優れた提案を行った応募者を最優秀応募者として選定する。町は、審査委員会において選定された最優秀応募者を受託優先候補者として決定する。

イ 提案者が一者となった場合、別途定める最低水準点を超えた場合のみ受託優先交渉権者として選定する。

ウ 審査委員会による採点が同点の場合、委員全員の協議により受託優先交渉権者を選定する。

8. 契約に関する事項

(1) 見積書徴取の相手先(受託優先候補者)の特定

審査委員会により選定した受託優先候補者を、本業務委託契約に係る随意契約の見積書徴取の相手先として特定するとともに、業務委託の詳細内容の協議を実施するものとする。

なお、特定した結果は書面により通知するとともに、当麻町のホームページにて公開する。ただし、下記のいずれかに該当し、受託優先候補者から見積書徴取及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約相手先の候補とする。

① 受託優先候補者が、地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する。

② 受託優先候補者が、破産法による破産手続き開始の申し立て、会社更生法及び民事再生法による再生または再生手続きの対象となった。

- ③ 受託優先候補者が、当麻町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に該当する。
- ④ 受託優先候補者が、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人及び団体であった。
- ⑤ 受託優先候補者が、当麻町から指名停止の措置を受けている。
- ⑥ 受託優先候補者が、本業務委託契約の締結を辞退した。
- ⑦ その他の理由により、受託優先候補者と業務委託契約の締結が不可能となった。

(2) 業務委託契約金額

当麻町の定める本業務委託契約の予算範囲内とする。

(3) 業務委託の仕様

本業務の仕様については、受託優先候補者の提出書類等に記載された内容を加味し、当麻町において定める。

(4) 非特定理由に関する事項

- ① 見積書徴取の相手先として選定されなかった事業者に対しては、選定されなかった旨を、当麻町が電話もしくはEメールにて通知する。
- ② 選考(①)の通知を受けた事業者は、通知をした日の翌日から起算して3日(土・日曜日、祝祭日を含まない。)以内に、書面(様式自由、ただし規格はA4版)を持参または郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)することにより、当麻町長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

9. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費は参加事業者負担とし、提出書類等は返却しない。
- (2) 提出期限以後の書類の再提出、追加、差し替えは認めない。
- (3) 提出書類は、無断で審査目的以外に使用しないが、審査目的の範囲内で複製することがある。
- (4) 審査結果についての意義申し立ては一切受け付けない。
- (5) 選定過程の透明性を確保するため、必要な範囲で参加事業者ごとの評価結果を事後に公表する。
- (6) 検討すべき事項が生じた場合は、当麻町と業務委託請負者で別途協議する。

10. 失格事項

次のいずれかに該当する参加事業者は失格とする。

- (1) 提出期間内に必要書類が提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合

- (3) 提出書類が本書で示す条件に適合しない場合
- (4) 本書で示す内容に違反する事項があると認められる場合
- (5) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

1 1. 問い合わせ・書類等提出先

当麻町 まちづくり推進課

住 所 : 〒078-1393 北海道上川郡当麻町3条東2丁目11番1号

電 話 : 0166-84-2111 (代表)

FAX : 0166-83-4883

Eメール: machidukuri@town.tohma.hokkaido.jp

担 当 : 横山